

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

平成20年8月11日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地  
(仮称)イオンモール草津  
草津市新浜町193番2ほか

2 建物設置者の氏名または名称および住所  
イオンモール株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

### 3 県の意見の概要

- (1) ほぼ同時期に開業するフォレオ大津一里山の出店の影響を加味した、国道1号の主要交差点を中心とする交通量予測を実施し、その結果に基づき、交通渋滞の緩和に十分に配慮した適切な交通対策を実施すること。
- (2) 公共交通機関の利用など、自家用自動車以外の手段による来店を促進する具体的な対策を講じること。なお、路線バスやシャトルバスの運行にあたっては、経路や便数など地域住民の利便性を十分に配慮されたい。
- (3) 地域住民から意見が出されている周辺の生活用道路等への来退店車両の進入防止ならびに近隣住民の交通安全対策として、交通整理員の配置等実効性のある具体的な対策を講じること。
- (4) 琵琶湖養育院病院南側の交差点（大津市道幹1058号線と大津市道幹1059号線との交差点）を經由する経路は来退店経路となっていないため、チラシや誘導看板等による周知を図り、必要に応じて交通整理員を配置するなど進入防止に努めること。なお、これらの対策を実施した場合でも、実際には来退店客が利用することが予想されるため、当該経路についても住民の安全ならびに交通渋滞の緩和に十分に配慮した適切な交通対策を実施すること。
- (5) 営業開始時間が朝の通勤時間と重なり交通渋滞が予想されることから、営業開始時間の変更も視野に入れ、渋滞対策の一環として十分な対応を行うこと。
- (6) 周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策として、夜間の警備員の巡回・声かけにより管理強化を図ること、ならびに滋賀県大規模小売店舗立地審議会において建物設置者から説明があった深夜営業の再検討を含め、具体的な防犯および安全に向けた対策を講じること。
- (7) 開業後に交通渋滞等の問題が生じた場合には、建物設置者と地域住民との協議の場を設けるとともに、必要に応じて関係機関、道路管理者と協議し、広域的に、有効かつ適切な対策を継続して追求すること。

### 4 県の意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

#### (2) 縦覧期間 平成20年8月11日から平成20年9月11日まで